

高岡市 住宅・空き家等への支援制度一覧

(R7.4)

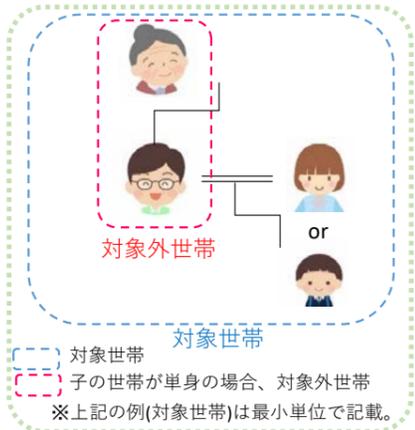
支援事業名	補助額(上限)	対象者・申請時期・補助条件など	加算対象
A 一戸建て住宅の新築 ①	まちなか区域 各 50万円	【対象】 まちなか区域：制限なし 居住誘導区域：U I J ターン世帯 or 子育て世帯 or 新婚世帯 【申請】 A～C： 工事中工前 D・E： 所有権移転前 【条件】 ・住宅ローンの5% (ただしD建物取得費の5%) ・一戸建て(A・B)：延床面積≧75㎡ 緑化面積≧2% ・マンション(C・E)：延床面積≧55㎡ ・中古(D・E)：新耐震基準適合、 居住歴あり or 建築後10年経過	☆
B 建売住宅(要認定) ②			☆
C 分譲マンション(要認定) ③			☆
D 中古住宅 ④			☆
E 中古マンション ⑤			☆
F 隣接土地の取得 ⑥	まちなか30万 居住誘導10万	【対象】 制限なし 【申請】 F： 所有権移転前 G～J： 工事中工前 【条件】 ・隣地(F)：土地取得費、隣地面積≧30㎡ ただし、居住誘導区域ではGと重複申請 ・除却(G)：Fと重複申請 ・耐震(H)：木造住宅耐震改修支援事業と重複申請 ・同居(I)：二世帯住宅へのリフォーム ・エコ(J)：断熱リフォーム ・H～J：各対象工事費(≧30万円)の1/3 ・H～J：新耐震基準適合の一戸建て(耐震実施可)	☆
G 隣接土地上の 空き家等の除却 ⑦	居住誘導区域 20万円		☆
H 耐震改修に伴う リフォーム ⑧	居住誘導区域 各 20万円		☆
I 三世帯同居のための リフォーム ⑨			☆
J エコリフォーム ⑩			☆
被災者新生活応援支援事業 ⑪	被災時の住居と 同一中学校区 20万円	【対象】 罹災証明書を受けている【申請】 工事後 【条件】 R6.1.1～R8.3.31に購入した新耐震基準適合(耐震改修可) の一戸建て住宅 購入した住宅の居住性向上のための改修工事 ※備品等の購入等は対象外	
木造住宅耐震改修支援事業 ⑫	市内全域 140万円	【対象】 制限なし 【申請】 工事契約前 【条件】 昭和56年5月以前に建築、 対象工事費の4/5(120万円)+設計監理費の2/3(20万円)	
空き家改修支援事業 (県外移住者の古民家改修) ⑬	居住誘導区域 100万円	【対象】 県外移住者【申請】 工事中工前 (工事着工3か月以上前 (県の審査あり)) 【条件】 築30年以上古民家、対象工事費の2/3	
空き家賃貸活用支援事業 (賃貸活用のためのリフォーム) ⑭	居住誘導区域 20万円	【対象】 空き家の所有者 【申請】 工事中工前 【条件】 台所、浴室、トイレの改修等、対象費の1/3	
	市内全域 (市街化調整区域除く) 40万円		【対象】 空き家の所有者 【申請】 工事中工前 【条件】 台所、浴室、トイレの改修等、対象費の2/3 入居者が令和6年能登半島地震の被災者
空き家バンク住宅取得支援事業 ⑮	居住誘導区域 20万円 ☆加算有	【対象】 U I J 世帯 or 子育て世帯 or 新婚世帯 【申請】 所有権移転日3か月以内 【条件】 高岡市のバンク登録物件、建物取得費の5%	☆
危険ブロック塀等除却支援事業 ⑯	市内全域 10万円/15万円	【対象】 危険なブロック塀等で、避難路に面しており、塀に対 する基準を1つでも満たさないもの 【申請】 工事中工前 【条件】 対象工事費の2/3	
空き家おかたづけ支援事業 (高岡市空き家・空き地情報バンクへの 登録による流通促進) ⑰	市内全域 10万円	【対象】 空き家の所有者 【申請】 事業着手前 【条件】 高岡市空き家・空き地情報バンクへの登録、事業者による家財道具の処分、樹木の伐採及び清掃等の対象事業費の1/2	

※各種支援事業については、要件等がありますのでお問合せ下さい。

【用語説明】

- U I J ターン世帯 基準日(計画認定申請時)において市外に1年以上継続して居住し
移住する世帯(移住して2年以内可)
- 子育て世帯 基準日(計画認定申請時)において同居する小学校修了前の子ども
を扶養する世帯(胎児も対象)
- 新婚世帯 基準日(計画認定申請時)において婚姻日から1年以内で、婚姻日
の年齢が夫婦共に39歳以下の世帯
- 三世帯同居 基準日(計画認定申請時)において三世帯以上の直系親族の同居
- 若年世帯 基準日(計画認定申請時)において世帯主の年齢が39歳以下の世帯
※ただし、B建売住宅(たかおか暮らし支援事業)、空き家バンク
住宅取得支援事業は補助金交付申請時
- 29歳以下新婚世帯 基準日(計画認定申請時)において婚姻日から1年以内で、婚姻日の
年齢が夫婦共に29歳以下の世帯

【多世帯同居(例)】



【その他】

【その他の条件】

- 市町村税の滞納がないこと
- その他の補助金と併用できない場合があります。
- 掲載されている条件の他に各種要件等がありますので、事前にご相談をお願いします。

【その他情報】

- 「たかおか暮らし支援事業」、「空き家バンク住宅取得支援事業」の対象者は住宅ローン「フラット35」の利子低減が受けられます。
- 「空き家改修支援事業」は、補助申請前に富山県による審査があるため、着工時期までに十分な余裕を持ってご相談ください。
また、年度の支援件数に限りがあり、状況によって数年先までお待ちいただく場合があります。

【その他の支援策(建築政策課窓口)】

●建築物の解体

お問合せ先 Tel:0766-30-7291

- ⑮たかおか空き家除却支援事業(補助額上限20万円)
【対象】用途地域内の旧耐震基準の住宅、その他の地域は事前調査が必要 【申請】工事中工前 【条件】敷地内更地、対象費の1/3 等
- ⑯老朽危険空き家除却支援事業(※市職員による事前調査が必要)
【対象】老朽化した危険な居住の用に供される木造の住宅 【申請】工事中工前 【条件】あり

●引越し

(引越業者や運送業者を利用した引越費用を支援)

お問合せ先 Tel:0766-30-7291

- ⑳結婚新生活支援事業(補助額上限30万円)
【対象】令和7年中に結婚された夫婦とも39歳以下の世帯【申請】住所を移した日から3か月以内かつ年度内【条件】あり

☆加算

☆若年U I J・若年子育て世帯応援 29歳以下新婚世帯補助額の加算	いずれか 当てはまる場合 10万円	【要件】若年U I J世帯or若年子育て世帯 or29歳以下(夫婦共)新婚世帯or子育て世帯の三世帯同居 【条件】☆マークの支援制度に加算
☆多世帯同居への加算	加算額 10万円	【対象】二世代の直系親族で同居する世帯 (子世代の配偶者又は子が同居する場合に限る) 【条件】☆マークの支援制度に加算

自治会向け支援

支援事業名	補助額(上限)	対象者・申請時期・補助条件など
まちぐるみ空き家対策危険防止 支援事業(※地域の自治会対象)	市内全域 40万円	【対象】管理不全な状態の空き家等が存する地域の自治会 【申請】 工事中工前 【条件】周囲への危険等を回避するための工事費用、 対象工事費の9/10

(お問合せ先) 高岡市 建築政策課 ☎0766-30-7291



被災者支援メニュー

- **建築物の解体** お問合せ先 Tel:0766-30-7291
 ㉔被災住宅等除却支援事業(罹災証明書で準半壊以上)
- **建築物の修理** お問合せ先 Tel:0766-20-1429
 ㉔住宅の応急修理(罹災証明書で準半壊以上)
 ㉔被災木造住宅耐震改修支援事業(罹災証明書の交付を受けたもの)
 ㉔被災住宅沈下傾斜対策支援事業(罹災証明書の交付を受けたもの)
- **引越し** お問合せ先 Tel:0766-30-7291
 ㉔被災者引越支援事業
 (罹災証明書の交付を受け、同一地域内に引越業者又は運送業者を利用し引越しを行ったもの)
 ㉔被災者転入支援事業
 (罹災証明書で半壊以上の判定を受けた市外からの転居者かつ、引越業者又は運送業者等を利用し引越しを行ったもの)
- **その他** お問合せ先 Tel:0766-20-1429
 ㉔液状化被害宅地復旧支援事業
 (罹災証明書の交付を受けた宅地の所有者)
 ㉔被災木造住宅耐震診断支援事業
 (R6.1.1以降に富山県木造住宅耐震診断支援事業で診断を受け自己負担したもの)

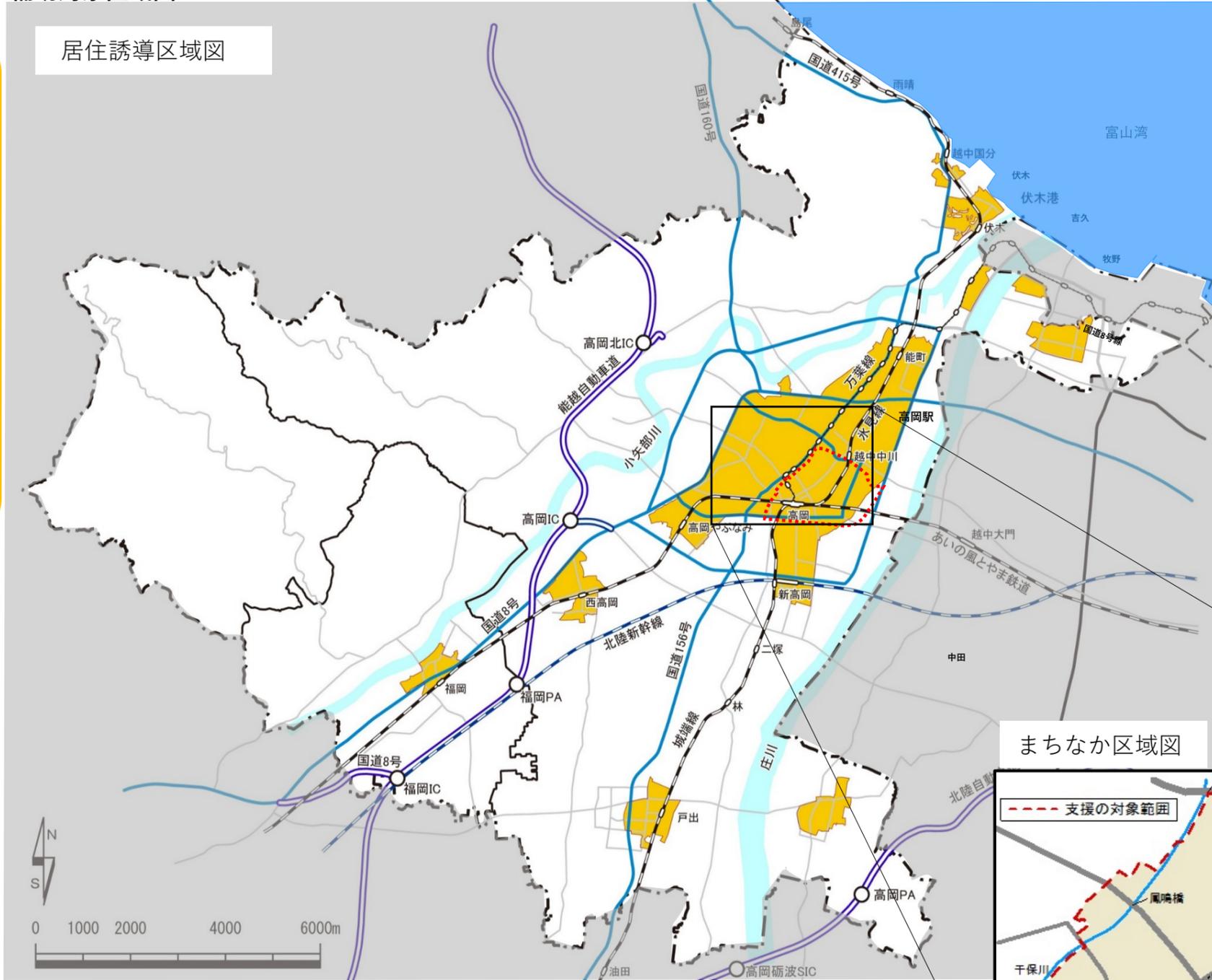
【罹災証明書の被害の程度別の支援一覧】

罹災証明書なし 全域 ⑫,⑭,⑮,⑰,⑱*,⑲,⑳ 居住誘導区域(まちなか区域含む) ①~⑩,⑫~⑳	罹災証明書(一部損壊) 全域 ⑫,⑭,⑮,⑰,⑱*,⑲,⑳,㉑,㉒,㉓ 居住誘導区域(まちなか区域含む) ①~⑩,⑫~⑳,㉑,㉒,㉓ 同一中学校区 ⑪,㉔(その他は上記地域確認)
罹災証明書(準半壊) 全域 ⑫,⑭,⑮,⑰,⑱*,⑲,㉑,㉒ 居住誘導区域(まちなか区域含む) ①~⑩,⑫~㉑,㉒,㉓ 同一中学校区 ⑪,㉔(その他は上記地域確認)	罹災証明書(半壊以上) 全域 ⑫,⑭,⑮,⑱*,⑲,㉑,㉒ 居住誘導区域(まちなか区域) ①~⑩,⑫~㉑,㉒,㉓ 同一中学校区 ⑪,㉔(その他は上記地域確認)

※⑱は県外移住者
※⑲は用途地域内又は事前調査必要

※⑲は県外移住者
※⑳,㉑は市外,㉒は県外移住者
※㉓は用途地域内又は事前調査必要

補助対象区域図



居住誘導区域図



- 【凡例】
- 居住誘導区域
 - まちなか区域

まちなか区域図



まちなか区域は、東側をJR氷見線、南側をあいの風とやま鉄道、西側を千保川、北側を国道156号・主要地方道富山高岡線で囲まれる区域に金屋地区を含めた面積約270haの区域です。

居住誘導区域は、市街化区域内（もしくは用途区域内）の中で特に居住を維持・誘導する、面積約1,861haの区域です。中心市街地、周辺市街地（伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡）が該当します。

※各種支援事業については、要件等がありますのでお問合せ下さい。